障害児童通所支援サービスとは

児童福祉法に基づいた福祉サービスで、発達に課題のあるお子様の日常生活での 基本的な動作や集団生活の適応のための指導を行う事業です。主に、児童発達支援・ 放課後等デイサービスがあります。

利用していただける事業所は、別紙を参照ください。(<u>奈良県障害福祉課HP内</u>にて県内の事業所一覧をご覧いただけます。)

各事業所の療育内容はそれぞれの事業所によって異なりますので、見学・体験などをしていただき事業所を決めてください。

サービスの名称	内容
児童発達支援	原則、小学校入学前の <mark>未就学児童</mark> に、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	<mark>小学校入学から高校卒業迄</mark> に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進の支援を行います。

障害児通所支援サービス利用の流れ

下記のとおり、所定の手続きが必要になります。手続き完了後に『サービス受給者証』を発行させていただきます。

1. 申請

由請	一心	を	た土	\mathcal{L}
W==	עיא	'N ZZ .	\sim	1(/)

- □ 障害児通所支援利用申請書(太枠内のみご記入ください)
- □ 世帯状況報告書(太枠内のみご記入ください)
- □ いずれかの資格要件を満たす書類
 - 各種手帳の写し(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳)
 - 特別児童扶養手当受給者証の写し
 - 病院の医師による診断名の記載された医師意見書(様式は任意)
- □ サービス等利用計画書

(セルフプランの方は毎年提出のため、控えを取ることをお勧めします。)

- □ 障害児通所支援事業利用に係る調査シート
- 2. 上記書類提出後、不明な点は聞き取りを行う場合があります。

3. 支給決定

上記の手続きが完了後、1週間~2週間を目処に、『サービス受給者証』を自宅に 送付させていただきます。

4. 事業所と契約・サービスの利用開始

利用予定の事業所へ連絡をして、サービス受給者証を持って利用に関する契約を行ってください。完了後、利用開始となります。

その他

・自己負担について

利用するごとに、本来かかる費用の1割分は本人(保護者)負担となります。児童通所支援では、1回の利用で約1万円程度かかりますので、1千程度ご負担していただくことになります。ただし、世帯の所得に応じて一ヶ月毎に払っていただく上限額(最大金額)が下記の区分に分けられています。

なお、令和元年10月施行の保育所無償化に伴い、3歳児~5歳児の利用料は所得に関わらず無償となりました。

所 得 区 分	上限額(月額)	
市町村民税課税世帯(市民税所得割額 28 万円以上)	37, 200円	
市町村民税課税世帯(市民税所得割額 28 万円未満)	4,600円	
市町村民税非課税世帯	O円	
生活保護受給世帯	0円	

※利用時にかかる実費(お菓子代・雑費等)については利用者負担です。

サービス種類	事業所名	住所	電話番号
児童発達支援 放課後等デイサービス	学習サポート scrum plus 桜井校	安倍木材団地 2-4-12	46-4003
児童発達支援 放課後等デイサービス	こども発達支援MOMOの実	桜井 194-2 駅前グリーンビル 2 階	46-4003
児童発達支援 放課後等デイサービス	サポートセンター おひさまの花	河西 239-6	46-5169
児童発達支援	児童発達支援事業所クローバー学園	粟殿 1000-1	42-2743
児童発達支援 放課後等デイサービス	児童発達支援事業所あすか	谷 490-6	42-2818
児童発達支援 放課後等デイサービス	多機能型事業所くれよん	安倍木材団地 2-4-12	55-0018
児童発達支援 放課後等デイサービス	デイサービスセンターまんよう まんよう	吉備 151 粟殿 1029-3	46-2299
児童発達支援 放課後等デイサービス	発達・教育支援センターアミークス	辻 53	46-3730
放課後等デイサービス	フリースペース みのり	桜井 131-1	44-5356
放課後等デイサービス	まなび家 まなび家Ⅱ まなび家Ⅲ	桜井 171-4 桜井市桜井 919-1 桜井市桜井 192-2-2F	35-4221
児童発達支援 放課後等デイサービス	森の人	生田 1015-1-103	49-2062

最後に

※ サービス受給者証は有効期限があります。期限が近づきましたら更新の案内 を送付します。